

山江村空き地等対策計画

**令和5年12月
山 江 村**

山江村空き地等対策計画

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 背景・目的

近年の人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴い、低未利用土地及び不動産登記事項証明だけでは所有者が分からない土地（いわゆる所有者不明土地）（以下「低未利用土地及び所有者不明土地」を合わせて「空き地等」という。）が増加しています。空き地等はむらの活性化や必要な事業の実施を阻害するほか、適正な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の妨げや悪影響を及ぼすなど多岐にわたる問題を生じさせるおそれがあります。

本村では、今後更なる増加が見込まれる空き地等に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため「山江村空き地等対策計画」（以下「計画」という。）を定めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「所有者不明土地法」という。）」第 45 条第 1 項の規定に基づく「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和 4 年法務省・国土交通省告示第 1 号）」に基づき作成するものです。

また、山江村総合振興計画を上位計画とし、山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略及び山江村空家等対策計画等の関連計画と連携を図りながら、空き地等対策に取り組めます。

(3) 取組方針

村内にある空き地等、特に公簿情報等を参照しても所有者が直ちに判明しない又は連絡がつかない土地や、雑草雑木の繁茂が問題となっている土地の有効活用を図ります。

(4) 計画の対象

本計画の対象となる空き地等は、山江村全域を対象地域とします。

ただし、今後の空き地等の発生状況及び早期対策の必要性に応じて、優先順

位を設け検討を行うものとします。

対象とする土地は、所有者不明土地法第 2 条第 1 項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 13 条第 4 項に規定する低未利用土地とします。

（５）計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間とします。

2 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項

地域福利増進事業を行う住民、所有者不明土地法第 47 条に規定される所有者不明土地利用円滑化等推進法人、民間事業者等による空き地等の積極的な利活用を促すため、地域福利増進事業を行う者に対しての空き地等の利活用に係る相談窓口の整備、制度や手続・支援措置等の周知、空き地等の関連情報の提供等を進めていくこととします。

3 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

管理不全により周囲に悪影響を及ぼしている土地については、本来、所有者が自ら適切に管理する責務を有することから、確知された所有者に対して、適切な管理を促し、支援制度等の情報提供を行います。

また、管理不全状態の空き地等について、助言・指導を行い、管理状態の改善が図られない場合には、所有者不明土地法第 3 章第 3 節に基づく措置又は勧告等を行うことを検討します。

所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、所有者不明土地法第 42 条各項に基づく裁判所に対する管理命令等の請求を行うことについても検討します。

4 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地法第 43 条に基づく土地所有者等関連情報の利用・提供を円滑に行える体制を整備します。

5 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促すとともに、国の補助制度を活用して、土地所有者の探索、事業コーディネートの実施、利活用を阻害する状態の解消、所有者不明土地法第 42 条に規定する民法（明治 29 年法律第 89 号）に基づく手続き等の実施、空き家・空き地バンク等を活用し活用希望者とのマッチング等を行い、空き地等の適正な利用及び管理並びに所有者不明土地の発生の抑制に努めます。

6 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

庁内の体制整備

本村においては、相談窓口の整備を図るとともに、下表の庁内関係課において、横断的な連携を図り、本計画を推進していきます。

業務内容	対応課（係）
土地の適正管理に関すること	総務課行財政係
低未利用土地の利活用に関すること	総務課行財政係 企画調整課企画調整係
空き家の適正管理・利活用に関すること	総務課行財政係 企画調整課企画調整係
所有者の探索に関すること	総務課行財政係 税務課

7 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

空き地等がもたらす課題や、これらの土地の利用の円滑化等に向けた取組を紹介するパンフレットなどを活用し、庁舎窓口及び村が管理する媒体を通じ普及啓発に取り組むこととします。

8 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。